令和８年度　上半期開示ディスクロージャー

Ⅰ　地域貢献に関する取り組み

１．全般に関する事項

当組合は、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆さまや、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

２．地域からの資金調達の状況

地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、今年度８月末において 6,281 億 786 万円となっております。当組合では、県下ＪＡ統一商品のほか、年金受給者予約者向け等のオリジナル商品の開発や各種キャンペーンを展開し、皆様からお預かりする貯金について、金利面や特典によってご満足いただけるよう心掛けています。

３．地域への資金供給の状況

地域の皆さまへの貸出金の残高は、本年度８月末において 1,776 億 1,346 万円となっております。内訳は、組合員等への資金供給 1,636 億 7,456 万円、地方公共団体等 90 億 1,223 万円、その他 47 億 7,070 万円です。

地域農業者等の資金ニーズに合わせ、農業施設の建設、農業機械等の購入資金に対応する農業近代化資金などの制度融資や農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。また、生活資金においては、インターネットで 24 時間 365 日仮申込ができる各種ローンのほか、当組合独自要項による資金をご用意し、地域の皆さまの生活の向上に貢献できるよう努めております。

４．文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化とのかかわりとして、地域行事への参画、小学生等を対象とした食農教育、各種農業関連イベントなどの開催等、農業を通じ地域との交流に取り組んでいます。また、フードドライブ活動や子ども食堂への支援など、行政と連携した取り組みも継続的に実施致します。

今後も引き続き、地域の皆さまに貢献できるよう広報誌やホームページを通じた情報提供に心掛けるとともに、支所・拠点を核とした地域貢献に取り組んでまいります。

５．地域密着型金融の取組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取組方針

気候変動や労働力不足、価格変動などの問題を解決するため、営農部門や行政と連携し、金融円滑化や経営者保証ガイドラインに基づいた地域密着型の経営支援を行っています。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農産物の販売促進と様々な資金ニーズに対応するため、営農指導員と農業融資担当者を各所に配置しています。さらに労働力の確保を目指して企業と連携した一日農業バイトに取り組み、農業者の課題解決と所得向上を目指す態勢を整えています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農村の活性化と農業の生産性向上に向け、営農部門と連携により訪問活動を行い、ニーズに沿った資金提案や利子補給保証料助成プログラムを提供しています。加えて、各種補助金の活用提案を通じて、農村や管内地域の活性化に取り組んでいます。

(4) ライフサイクルに応じた担い手支援

新規参入者支援では、初期投資の融資や技術指導を提供し円滑なスタートをサポートし、事業を拡大しようとする担い手には、営農部門と連携し設備投資や市場開拓に関する支援を行い、後継者へは円滑な事業承継の支援をはじめ、それぞれのライフサイクルに応じた適切なサポートを行っています。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

地域農業の担い手による農業経営プランに基づき、成長性、収益性、市場分析、及び競争環境の評価を行い、経営課題を抽出し、解決策の提供として担い手のニーズに応じた事業計画の策定支援や経営の安定と成長のための資金を供給しています。

(6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

農業生産データの分析を通じて土壌改良や気候変動への対策を講じるほか、果樹加工品による新市場開拓、観光資源の活用、地元産品のブランド化に取り組んでいます。また、JA の資産を有効に活用し、組合員同士のコミュニティ活動を支援しています。

Ⅱ　財務状況や事業に関する事項（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております）

１．農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（単体）

（単位：百万円）

債　権　区　分		令和８年８月末	令和８年２月末	増　　減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権		180	212	△32
危　険　債　権		1684	1,715	△31
要 管 理 債 権		16	17	△1
	三月以上延滞債権	－	-	
	貸出条件緩和債権	16	17	△1
正　常　債　権		175,860	169,255	6,605
合　　計		177,740	171,200	6,540

（注）１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

２．危険債権

債務者が経営破綻の状態には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

３．要管理債権

４．「三月以上延滞債権」と５．「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

４．三月以上延滞債権

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。

５．貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

６　正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

２．単体自己資本比率（国内基準適用）

令和８年８月末	令和８年２月末
24.16％	23.63％

（注）　単体自己資本比率は、新 BIS 規制（バーゼルⅢ）の基準に基づき算出しています。

なお、８月末の単体自己資本比率の算出にあたっては、令和８年２月末のオペレーショナル・リスク相当額を使用しております。

３．主要勘定の状況

（単位：百万円）

	令和８年８月末	令和８年２月末	令和７年８月末
貯　　金	628,107	644,219	666,207
貸　出　金	177,613	171,093	166,491
預　　金	429,413	456,250	478,000
有価証券	36,759	36,466	35,550

４．有価証券等時価情報

（単位:百万円）

種　類	令和８年８月末			令和８年２月末		
	取得価格	時　価	評価損益	取得価格	時　価	評価損益
満期保有目的	2,391	2,037	△354	2,391	2,172	△218
そ　の　他	38,148	34,367	△3,780	36,921	34,074	△2,846
合　　計	40,539	36,404	△4,134	39,312	36,247	△3,064

（注）　１．令和８年８月末の有価証券の時価は８月末日における市場価格等に基づく時価としています。

２．取得価格は償却原価法適用後、減損処理前のものです。